市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	在 経済戦略局産業振興部産業振興課
概要	生産緑地法改正に伴う地区指定面積要件の緩和のための条例制定による市税の軽減
目的	平成27年4月に制定された都市農業基本法に基づく都市農業基本計画において都市農業の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、本市においても新たに策定した大阪市都市農業振興基本計画において農地を保全を図ることとし、面積要件を緩和する条例を制定し、さらなる生産緑地地区指定を進め、減少傾向にある市内農地の保全を図るため
税目	固定資産税、都市計画税
軽減対象	【固定資産税・都市計画税】 面積要件緩和により新たに生産緑地に指定される農地(約8,700㎡) (生産緑地に指定される要件) 生産緑地法第3条 第1項 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。 1 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。2 500平方メートル以上の規模の区域であること。(※) 3 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認めらるものであること。第2項 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第2項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。 (※)当条例の制定により「300平方メートル以上の規模の区域」となる。
軽減割合	三大都市圏特定市の市街化区域内農地は固定資産税・都市計画税が宅地並評価、宅地並課税されるが、生産緑地に指定されることにより、農地評価、農地課税となる。
軽減期間	条例施行後に生産緑地地区指定の申請のあった農地、最大30年
減収見込額等	4, 977, 000円
導入経費 (別途予算要求有)	0円

(2) 直近の見直し状況

C ELCOLECTOR							
見直した時期	なし						
内容	_						

(3)	勎	里	ന	烚	証
\U /	~//	\sim	$\mathbf{v}_{\mathbf{z}}$	7	ш

指標•目標値	対象となる農地の21%を3年で指定				
効果測定方法	今回の軽減措置の対象について、毎年新たに生産緑地を指定した面積の積み上げを測定				
達成状況	新たな生産緑地/対象となる農地 343/1,827㎡≒18.8%				

効果の評価	理由
十分効果をあげている	
一定の効果をあげている	平成30年6月に策定した大阪市都市農業振興基本計画に基づき農地を保全するために、生産緑地地区指定面積要件の緩和により30年間営農義務が生じる生産緑地地区の指定を受けることができる対象農地を拡大するにより、これまでよりも農地の保全を図ることに繋がっている。
効果に疑問がある	目標値として設定した新規生産緑地地区指定面積を下回るものの、面積要件の緩和措置がなければ生産緑地地区指定ができず農地以外の用途に転用されるなど、結果的に農地面積の減少に繋がることから、農地を保全するための一定の効果はあげている
その他	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明		
1	法律との整合性	•		改正生産緑地法第3条第2項に基づき、市町村の条例により指定 面積要件の下限を300㎡まで引き下げることが可能となり、平成 31年4月、大阪市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関 する条件を定める条例が施行された。		
2	公益上の必要性	•		国においては、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地について、「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換され、環境共生型の都市を形成するうえで重要な役割を果たすものであり、積極的に保全していくべきものとされ、本市も同じ方針をとることとした。(生産緑地として地区指定を受けることにより、税制面での優遇措置を受けられる反面、30年間の営農義務を課されるため、生産緑地制度には農地を保全する効果がある。)		
3	実務上の妥当性			新たに指定された土地について、固定資産税の評価方法が変わるだけで実務上の問題は生じないと考える。		
4	対象を定める期間の妥当性	•		営農義務が課されることから各農家において農地として維持する べきか否かの検討がなされるところ、家族等農業従事者との調 製には一定の期間が必要であるため、最大である3年間の延長 期間が必要である。		
5	軽減期間の妥当性	•		生産緑地法により30年間の営農義務が課されており、都市農業 基本計画においても、都市農地の位置づけが「都市にあるべきも の」とされていることから妥当である。		
6	手段の妥当性			都市農地の位置づけが「都市にあるべきもの」とされ、本市としても保全を図ることとしていることから、小規模な農地であっても、30年間の営農義務と開発規制が伴う一方で、結果的に税の軽減を受けることとなることから、面積要件を引下げ、生産緑地地区指定を受けることができるようにすることは妥当である。		
7	他の施策との関係			なし		
8	減収見込額の妥当性	•		地区指定が解除されない限り税の軽減が継続されるため、今回 設定した目標を基礎に算出した減収見込額は妥当である。		

(5) 今後の方向性		
■ 現行のまま継続 □ 原止する □ その他	現行のまま継続する理由	本検証期間の3年間で、新たな指定は対象農地の9.2%に留まっているが、減少傾向が続いている本市の農地を保全するという政策目的に一定寄与していると考えられる。生産緑地地区指定の面積要件を緩和することで、より多くの農地を30年間の営農義務が課される生産緑地に指定を促すことが、減少傾向にある市内農地を保全するために有効であることから、引き続き、条例による面積要件の緩和を継続するべきである。また、目標値については、本検証期間である3年間で21%を目標にしていたものの9.2%と大きく下回る結果となった。これは、農地所有者に30年間の営農義務が課されることから、家族等農業従事者間の調整に一定時間が必要であることから目標に達しなかったと考えられる。しかしながら、今後農業だより等で広報に努めることにより、中長期的には農地の生産緑地指定が進んでいくと考えられるため、今後3年間では過去の指定状況を勘案し、対象となる農地については、R7~9の3年間で1,500㎡の追加指定(20%程度)を目指すこととする。
	見直しの理由 及び内容 ->	
▼ その他の内容	見直しの時期	
	→ 廃止の理由	
	廃止の時期	
	期到来により廃止 期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 令和年度